

令和 7 年 2 月 27 日

報道各社 様

連絡先
伊達市
こども部こども未来課
課長 大波 浩之
電話 024-573-5691

事案名	保育料の過徴収について
発生日時	令和 7 年 2 月 25 日（火） 10 時 00 分頃
発生場所	伊達市役所
担当部署（連絡先）	こども部こども未来課 024-573-5691
事案の内容	原発避難者特例法に基づく保育料徴収の誤りが他自治体で発覚したことを受け、本市においても調査を実施した。 その結果、平成 31 年 4 月から令和元年 8 月まで市内の保育施設を利用していた避難世帯の保育料を過徴収したことが判明した。 ・過徴収した世帯数と金額 3 世帯 79,850 円 保育料の算定については、避難前自治体の市町村民税をもとに算定し、さらに減免措置を適用していた場合には、算定に反映することになっているが、その減免措置を勘案しなかったものである。
初動対応	原発避難者特例法に基づく保育料徴収の誤りが他自治体で発覚したことを受け、本市においても調査を実施した。
今後の対応	対象世帯に対し、説明と謝罪を行うとともに、還付の手続きを進める。